

は、ヒューマンエラーを起こさないように、しっかりとした教育訓練、そういうものを重ねて、我々が確信を持った段階でこういう作業を進めていくと、ふうに今準備を進めているところでございます。

ヒューマンエラーに対しましては、これは永遠の課題でございますので、いろいろと今もトラブル対応ということでやつてございます。

例えば、表示等を明確にして間違えることのないよう、それから、一人で監視するのではなくて、複数の人間で監視をして作業を進める。そういうような対策の強化をしながら作業を進めていこう、そういうふうに思つております。

○斎木委員 よりこの機器、多分この十の番号がついている、燃料体のナトリウム洗浄についてという部分だと思いますけれども、これは、例えば、ではヒューマンエラーが起きたとしても、中はアルゴンガス、要するに不燃性ガスで満たされているので、発火現象は起きないと理解でよろしいんですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

この設備は、常にいろいろのものを監視しながら進めてまいります。例えば、何か異常がありまして、設備に安全装置というものがございまして、例えばこれは、ナトリウムを洗浄していくままで水素等が発生しますので、その水素濃度を監視しながら進めていく。そういうものがありまして、安全に作業を進めるような、そういう設備になつてござります。

仮にヒューマンエラー等でそういう作業が中断された場合にも、そういう場合の対応の手順書をしっかりと定めて、そういう危険性のないような形、安全第一で進めていく、そういうふうに今準備を進めているところでございます。

○斎木委員 事前のレクで規制庁の職員から伺つた範囲ですと、ヒューマンエラーが起きたとして、例えば水を多く入れ過ぎたとしても、アルゴンがあるので、これは爆発現象には至りませんよ

という説明だつたんですが、そうではないということがありますか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

済みません。私の回答の仕方がまずかったのか、そういう意味では、大量に入った場合においても、急激な反応で爆発現象が起きた、そういうふうに思つております。

○斎木委員 そろそろ時間が来たようですので、またあの経産委員会でも、エネルギー基本計画に絡んで、「もんじゅ」は核燃サイクルの中核施設でもありましたので、御質問をさせていただければと思います。

我が党の持ち時間が参りましたので、次の方に譲りたいと思います。

○斎木委員 どうもありがとうございました。

○高木委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。

○更田委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長、この御著書は読まれたことはございませんか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

手にとつたことはござりますけれども、読んではおりません。

○田嶋委員 国会事故調査委員長をやられた黒川先生が書かれた御著書でございます。

手にとつたことはござりますけれども、読んではおりません。

○更田政府特別補佐人 お答えいたしました。

初心を忘れずということをございました。

新たに委員長になられたわけでござります。僭越な言葉で恐縮でございますが、せひとも、やはり改め、事故は今でも続いている、そのことを肝に

とが大事だ、こんなような御答弁も書いてあります。

○更田政府特別補佐人 お答えいたしました。

まず、地震についてですけれども、地震に対する備え、それから、原子力施設が地震といった脅威にさらされたときにどういった防護を備えてい

るべきかという点に関しては、さきにもお答えしましたように、国際基準に倣うことというのは余り大きな参考にはならないと考えております。

やはり、地震に関する議論でも、IAEAのような組織では、地震のない国からの参加者も加わって議論をします。それらの議論を、丸めた

原子力施設に対する規制を行う上で、海外に倣うだけでは不十分、国際的基準というものは各国情を丸めたものになっている、地震のある国とない国との規制は異なるのは当然のことである、こういうような表現が二カ所ほどに出てまいりました

確認をさせていただきますが、この日本という国の自然状況あるいは地勢的な状況を前提にして、更田委員長のおっしゃつていることのないは、いわゆる保守主義、イデオロギーの保守主義ではなくて、間違えるときに、安全サイドに、安全サイドに間違えられるような保守的な考え方をとつていく、それは、少数意見も尊重して、一番厳しいとも思われるかもしれないけれども、そういう立場に立つてやつていくんだ、そういうことをおつしやつているのかなと思います。

その御答弁の最後には、地震に対する備えといふるもののが厳し過ぎるという御批判があることは承知をしておりますけれども、十分な備えをすることが大事だ、こんなような御答弁も書いてあります。

○田嶋委員 難しいということはよく理解しますし、そのアディクエートという意味では、そのとおりだと思います。

ただ、前回、御答弁の中でも、我が国の状況を踏まえて考えれば、最も注意すべきは私は地震であるというふうにおっしゃつておりますし、地震に関しては、厳し過ぎるという御批判があることは承知しておりますけれども、地震に対しては十分な備えをすることが重要である、こういうことをおつしやつておるので、そのことを銘記して、再稼働が今どんどんされておりますけれども、結果として再稼働が一つもできない事態があつても、それはやはり安全最優先ですから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、島崎先生という先生がおいでございますが、いろいろ少数意見として、基準地震動に關して懸念が出ておるわけでござります。私、先ほど保守主義と同時に少数意見をどう見るかといふところが、これは同じかもしれませんのが、大変

したがいまして、必ずしも国際基準に沿つていることだけが、特に地震の場合について

は、それだけで規制の内容が充足するものだとうふうには考えておりません。これはさきにお答えしたことと同じであります。

それから、先生が保守主義という言葉を使われて御質問いたいたことですけれども、これは原子力規制委員会だけに限りませんけれども、各国とともに、こういつた規制を進める上で最も難しいのは、一定の保守性、一定の安全誘導は必要であるけれども、一方で、過度の保守性をとつと今度は議論が前へ進まない。そこで、どの程度の保守性が適正なものであるかというのは、これが一番難しいところであります。

これは、米国の原子力規制委員会等は、アディクエートという言葉を使って、適切な、適當な、ふさわしいだけの保守性を備えるようにとしておりますけれども、規制にとつて、もう永遠に、常に考え続けるところの必要のあるところのものであります。

重要ではないかと。

最近、これは裁判で、添付の資料の一についてございますが、東電の強制起訴公判ということです、この長期評価ということが非常に軽んじられたということ、これは新聞記事で恐縮でございますが、要するに、信頼性が低いと明記するよう内閣府から圧力がかけられたとか、いろいろおっしゃっている中、要是、私が申し上げたいのは、このときもこの島崎先生が少数意見であった、そして、一番最後に、長期評価に基づく対策をとっていれば命はかなり救われた、こういうようなことが実際に今訴訟で続いているわけであります。他方で、この同じ島崎先生が、やはり原発の稼働のときに、この方はかつては委員会の委員長代理であつたというふうに理解しておりますが、そういうような反対意見を述べられておるわけでございますが、どうも、そうした方の声が聞かれていらないのではないかという懸念がありますが、新しい委員長になられた更田委員長におかれでは、どのように考えられておりますか。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会としましては、規制委員会で委員長代理も務められた島崎氏からの指摘を踏まえて、大飯発電所の地震動の試算の評価を行いました。行ってみたところ、科学的な矛盾を生じることになったため、島崎氏の主張に基づいて基準地震動の妥当性を議論することは適切でなく、大飯発電所の基準地震動を見直す必要はないと考えております。

また、文部科学省に設置されている地震調査委員会において、現在も強震動予測手法、いわゆるレシピと呼ばれているものでそれとも、これを見直すための検討が行われていることは承知をしており、新たな知見が得られれば、規制に取り入れられるかどうかについて、また個別に原子力規制委員会として判断してまいります。

○田嶋委員

まずは、島崎先生はそういった解説に納得されていないといふうに聞いておりま

す。また、私が申し上げたのは、この資料一のよ

うに、同じ先生が長期評価に関して、言つたとお

りになつたじゃないかということをおつしやつて

いるわけですね。こういうのが一個出てくれば、

その人の言うことをもう少し真剣に聞かなきゃいけないんじゃないか、そういう気持ちにそれはな

りますよ、普通は。

だから、やはり、ここはおごっちゃいけない、

二度と事故は起こしちゃいけない、そういう観点

からすれば、一番極端に見える意見でも、これは

大事に考えていいないと、ぜひともこれは間違

だきたいということをお願い申し上げます。

それでは、次の質問でございますが、公文書の

管理、先ほど逢坂先生からも出ておりました。原

子力規制庁の透明性の問題はいろいろな先生から

御指摘いただいています。この中にも書いてあり

ますので、ぜひ読んでください。更田委員長、書

いてありますので。

それで、二つあります、規制庁と電力会社が

どういうケースで話合いをするか、二つあります。

一つは、ファクトチェックです。事実だけを

押さえ合合うという会議ですね。それからもう一つ

は、判断を伴う面談です。それは安全審査会合と

いうようですが、一年間に二千二百回会

うんですって、二千二百回。六本木にあるそうで

すね。六本木で二千二百回、十電力が何かでしょ

うから、相手は。だから一年間に、九電力です

か、原発ですから、二千二百回会つていて。

この会議が、私が事務官から伺つた話だと、安

全審査会合の方は議事録がしつかりとられて

いる、そして、ビデオですか、そういうのも、画像

もあるということですが、有識者、黒川先生も含

めて懸念しているのは、それは全体の一部であつ

りますので、技術的にできないというものが最大

の理由であります。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

これも、委員会の方から原子力規制庁に対し

再三指示をしているところでありますけれども、

マスキング箇所については必要最低限であるべ

きだというふうに考えております。

商業機密にかかるものについても、本当にマ

スキングをしなきゃならないものの多くは、例え

ば、テロリストに対して攻撃のための材料を与える

こと、つまりは、これがどうして

そのまま使われるを得ないというふうに考えてお

ります。

しかしながら、いたずらにこのマスキングの部

分を広げることは、透明性の観点からいつても非

常に好ましくないので、できるだけ少なくするも

る。疑われるのが普通なんだから、ぜひとも、そ

うした癒着がないといふことを、身の潔白をあら

わすためにも、やはりこれは、安全審査会合のみ

ならず、全ての会合に

関して情報公開、いわゆる

サマリーだけじゃなくて、議事録そのものも公開

するということをやつただけるということを

お約束いただけませんか。

それからもう一点、出てくる資料が白塗りが多い

い。これはよくある話ですね。黒塗りじゃない

ですけれども、白塗りらしいです。競合他社が有

るよう努力しましようよ。世界がやはり注目し

ています。黒川先生がおつしやっています。ほか

の有識者の方もおつしやつてから、よろし

くお願ひいたします。

それからもう一点、出でくる資料が白塗りが多い

い。これはよくある話ですね。黒塗りじゃない

ですけれども、白塗りらしいです。競合他社が有

るよう努力しましようよ。世界がやはり注目し

ています。黒川先生がおつしやつてから、よろし

くお願ひいたします。

それからもう一点、出でくる資料が白塗りが多い

い。これはよくある話ですね。黒塗りじゃない</

のという点には全く同意であります。

日本調査については、これは調査が可能なのか、相手があることありますので、調査が可能なことかどうかも含めて、検討させていただきたいと思います。

○田嶋委員 欧米は、大体、日本より情報公開が進んでいますから、だから、マスキングされてい部分以外は、恐らく全部見れると思いますよ。だから、それをぜひ比較をしていただきたいと思います。

私は、そういう比較資料も出していただきたいと思いません。

委員長、そこら辺、お取り計らい、お願ひしたいと思います。

○高木委員長 理事会で協議します。

○田嶋委員 よろしくお願ひします。

それからもう一つ、これは有名なケースでございますが、ノーリターンルールですね。五年前は、若干、手かげんを加えていた。しかし、五年過ぎたら厳格に、だめよ、例外なくだめよといふルールであります、それが今どうなっているのか。

おつけしている資料の二番でございますが、上と下がござりますけれども、上方、要するに六条の二項の方は、原発利用推進の行政組織へ配置転換を認めない。しかし、三つ目はもう少し包括的に、規制の独立性を確保する観点から、国民の疑惑や不信を招くような再就職を規制する、こういうようなことでござります。

規制庁の人員というのは、今は九百数十名、もともと四百数十名ということです。たしかにそれから、全数チエックをやはりしなきゃいけないと思います。そして、今、まさか規制庁にいた人が電力会社に回り回ってそこで働いているとか、そういうことがあつちやいけない。そして、有識者の方が心配している役所へ戻る話も、直接、推進の部署に戻つてあることがなくとも、一ヵ所呼吸を置いて、一ヵ所クッショニンを置いて推進の部署に戻つてあるケースが本当にないのか

どうか。同じことですよ、やつていたら。どちらもこの二項違反ですよ。

だから、そのことを全員調査をしていただきたいと思いますが、委員長 やる気がござります

か。

○更田政府特別補佐人 発足時以降は、経済産業省及び文部科学省等から来た者を含めて原子力規制庁の職員については、これら職員が他省庁へ異動となつた場合には、原子力利用の推進に係る部署への配置を認めないとするノーリターンルール、これは幹部職員も含め全職員に適用をされております。

施行後五年までは特にやむを得ない事由がある場合の例外はありましたが、五年を経過した後は例外なくノーリターンルールを適用しており、今後も同ルールを履行していく所存であります。

○田嶋委員 全数のチェックをしていただきたい」ということをお願いしますが、いかがですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

これも、先ほどの質問に対するお答えと同じになつてしまいますが、制度の範囲の中でそれが可能であるかどうかについて私は今理解をしておりませんので、ただ、検討させていただきました立法趣旨を超えてまでそういうことを判断してしまったことがあります、委員長、どのようにお考えですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

運転期間延長に係る法律というのは、立法の趣旨を踏まえて、非常に高いハードルであるというふうに考えております。この制度ができるて以来、これまでに九つの原子炉について、具体的には、敦賀一号炉、美浜一号炉、二号炉、島根一号炉、伊方一号炉、玄海一号炉、大飯一、二号炉、伊方二号炉の九プラントが廃炉を決定しております。

また、それから脆化について御言及がありまして、同じ資料の下でございます。原発というのは四十年だと。しかし、次ですね、一回に限り延長し、二十年を超えないといふルールが立法上あるわけでございますが、立法者の立法趣旨といふのは、この二十年のプラスといふのは極めて限定的、例外的なんだということです。

それは更田委員長もよく御理解をしておると思いますが、しかし、今、三基、プラスアルファ二基所でございますが、これは全部オーケーが出て

いるわけでございます。

そしてもう一つ、次の四ページの資料、私はそんな詳しい人間ではもちろんございませんが、若干、自然科学的な本を購入してみたところ、最近少し話題にもなつてゐるそうですが、脆化という表現があるようございます。中性子照射による

脆化の著しい原発ワーストテン、そのワースト一例位に上がつてあるのが高浜一号なわけでございますが、この高浜一号は、その前のページを見ますと丸をつけたところにある。つまり、三つのうちの一つだということです。

まさに、こういつた、ある切り口で、脆化といふ切り口で見れば一番危険だというふうに本に載つているような原発の基が、四十年を六十年、極めて例外的にしか適用すべきでないと言つています。

○田嶋委員 私も一緒に努力させていただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

運転期間延長に係る法律というのは、立法の趣旨を踏まえて、非常に高いハードルであるというふうに考えております。この制度ができるて以来、これまでに九つの原子炉について、具体的には、敦賀一号炉、美浜一号炉、二号炉、島根一号炉、伊方一号炉、玄海一号炉、大飯一、二号炉、伊方二号炉の九プラントが廃炉を決定しております。

また、それから脆化について御言及がありまして、同じ資料の下でございます。原発というのは四十年だと。しかし、次ですね、一回に限り延長し、二十年を超えないといふルールが立法上あるわけでございますが、立法者の立法趣旨といふのは、この二十年のプラスといふのは極めて限定的、例外的なんだということです。

これは、このため、今回の審査でも、この地盤の強度とそれがこういう影響にあらわれているということになります。

このため、今回も、この地盤の強度とそれが一つの焦点になりました。当然だと思うんです。

委員長にお聞きしたいんですが、地盤の強度について、規制委員会が審査の際に用いる内規として地盤ガイドがある、これは間違いありませんね。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

○藤野委員 もう一つ、前提として確認したいん

立法者の趣旨をよく踏まえた上で、この六十年への延長というのは、普通はだめなんです。普通はだめな中で、あいうルールが書かれているわけありますから、そのことをぜひ肝に銘じて委員長の職に当たつていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。以上です。

○高木委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本国産党の藤野保史です。

更田委員長は、冒頭の発言の中で、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施と述べられました。この点についてお聞きをしていきたいと思います。